

令和5年度 事業計画

(令和5年4月1日から令和6年3月31日まで)

浄化槽法定検査及び関連事業

1 浄化槽法定検査事業

(1) 検査実施計画

年間計画検査基数 30,000基

うち法第7条検査 3,000基

うち法第11条検査 27,000基

※法第11条検査のうち10人槽以下の対象地区：広島市，呉市，江田島市
府中町，海田町，熊野町，坂町

(2) 検査実施計画達成のための方策

ア 受検率向上の取り組み

浄化槽法定検査の受検率の向上を図るため、未受検浄化槽の管理者（所有者）名、住所等の情報を最新で正確なものとするよう努めるとともに、この情報に基づく効果的な受検依頼数を確保することを目的に、次の取り組みを実施する。

【市町と連携した取り組み】

- ・未受検者への受検案内送付（市町名による指導文書）
- ・市町への浄化槽台帳整備、未受検者指導、共同訪問等の各種要請

【当センター独自の取り組み】

- ・受検案内未達分の宛先・氏名等の再精査処理と検査員による掘起し
- ・会員への掘起し委託実施

イ 契約締結の推進

法定検査を毎年確実にかつ効率的に実施するため、浄化槽管理者との受検契約（10人槽以下は公益社団法人広島県浄化槽協会を含む三者契約）の締結を推進する。

(3) 検査精度管理の実施

ア 水質検査の精度管理

土日対応の自動BOD測定装置により、法定検査を行う全ての浄化槽についてBOD水質検査を実施する。測定結果を安定して正確なものとするため、測定システムの的確な維持管理と検査環境の整備を徹底し、検査の精度管理を行う。また、検査に使用するpH計については公的機関の検定を受け、精度管理を徹底する。

イ 検査技術の向上等

検査員の検査技術の向上及び現場検査の精度管理の徹底を図るため、検査員研修会、現場検査指導等のOJTを含めた体系的な内部研修の充実に努める。また、全国浄化槽技術研究集会など外部の各種の集会、講演会、研究発表会等に検査員を参加させ、他県の検査機関との交流を図る。

併せて、業務改革チームは、時代に対応したより質の高い検査の実施、顧客満足

度向上及びセンターの活性化のための取り組みを引き続き実施する。

(4) 各種会議の開催・参加

- ・浄化槽検査委員会（7月）
- ・製造・施工部会及び保守点検・清掃部会会議（4月、9月）
- ・全国浄化槽技術研究集会（10月）
- ・中国地区指定検査機関情報交換会（2月）
- ・浄化槽の法定検査に関する全国会議（2月）
- ・広島県浄化槽適正維持管理促進協議会
- ・（一社）全国浄化槽団体連合会の諸会議
- ・（一社）全国浄化槽団体連合会中国支部協議会の諸会議 等

2 法定検査関連普及啓発等事業

(1) 環境啓発イベント等への参加

広島県等が開催する環境啓発イベントに出展参加する。併せて、ごみゼロクリーンウォーク、クリーン&サンフレッチェなどの環境美化活動へ参加する。

(2) 浄化槽の日普及啓発

浄化槽の日(10月1日)に浄化槽の適正な維持管理等を訴える新聞広告の掲載を行う。

(3) 浄化槽設置者講習会の開催

関係市町との共催により、浄化槽の新規設置者を対象に浄化槽適正管理に資するための講習会を開催するとともに、浄化槽の正常な機能保障等の周知徹底に努める。

(4) 会報発行、公式サイト運営等による普及啓発及び情報提供

会員及び浄化槽設置者を支援するため、浄化槽の適正な設置・管理方法、浄化槽法定検査の制度、浄化槽関連の手続やその他の浄化槽に関する情報提供する。

(5) 浄化槽システムの脱炭素化推進事業の事務手続支援

全国浄化槽団体連合会が執行団体となる浄化槽システムの脱炭素化推進事業の広島県における窓口として、事務手続等の支援事業を行う。

3 浄化槽現況調査業務等の受託

市町から浄化槽現況調査事業等を受託し、休止、廃止等浄化槽の使用状況の調査を行い、未受検浄化槽の台帳整理を行う。令和5年度は東広島市の現況調査を受託する予定である。

4 その他事務事業

定款に定められた法人運営会議の開催

- ・通常総会 1回（6月）
- ・正副理事長会議 3回（5月、11月、令和6年3月）
- ・理事会 4回（5月、6月、11月、令和6年3月）